

別表六(十二)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書			事業年度	:	:	法人名	
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否							
特 別 試 験 研 究 費 の 額 (14の計)	1	円	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)			7	円
控 除 対 象 済 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(九)「3」)又は(別表六(十)「3」)	2		当 期 税 額 基 準 額 $((7)+(別表六(十三)「18」)) \times \frac{10}{100}$			8	
差 引 対 象 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (1)－(2)	3		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((6) と (8) のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」)			9	
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3) と (15) のうち少ない金額)	4		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の③」)			10	
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (((3)－(4)) と (16) のうち少ない金額)	5		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (9)－(10)			11	
特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	6						
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細							
措法第42条の4第7項各号の該当号		特 別 試 験 研 究 の 内 容				特別試験研究費の額	
12		13				14	
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号						円	
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号		「11」欄 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第7項」 ② 「区分番号」欄：「00639」 ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額					
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号							
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号							
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号							
計							
(14 の 計) の うち (12) が 第 1 号 である 試験 研究 に 係る 特別 試験 研究 費 の 額						15	
(14 の 計) の うち (12) が 第 2 号 である 試験 研究 に 係る 特別 試験 研究 費 の 額						16	

別表六(十二) 令六・四・一以後終了事業年度分

「11」欄

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第7項」

② 「区分番号」欄：「00639」

③ 「適用額」欄：「11」欄の金額